

8. コンテナの設置使用について

- 1) 冷凍コンテナ、ドライコンテナ、バルクコンテナ、その他各種の海上コンテナが陸上用途向けに販売されていますが、法規上全く問題はありません。
- 2) 陸上用途向けに転用される海上コンテナは
 - a) 内貨コンテナ(関税納付済のもの)
 - b) 免税コンテナ(輸入税の免除を受けているもの)

二種類ありますが、陸上用途向けでお客様に販売する場合は(b)の免税コンテナに関しては弊社が関税手続き及び関税を納付して内貨コンテナに切り替えますので、お客様は一切の面倒な手続きは必要としません。

A. コンテナ設置

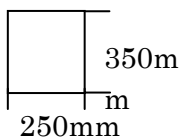
- 1) 設置場所の地盤が軟弱でなければ、基礎工事は特に必要ありません。コンテナを水平に置くことがポイントで、コンテナを支える四つのコーナーの下にコンクリートの敷石(中空でないもの)を置くだけでも充分です。
- 2) 海上コンテナは図の様に加重を下部金具(CORNER FITTING)4箇所にて保持する構造となっております。
従って中間部は地面との間が空隙状態となりますが、防蝕、通風効果上この状態が望ましいです。
- 3) コンクリート打ちとする。
簡易方法としてコンクリート製の敷石ブロックを利用します。
(サイズは 長さ 350mm X 幅 250mm X 高さ 70mm)

※一般のコンクリートブロック(中空型)は衝撃に弱いので使用は避けて下さい。



B. コンクリート敷石設置要領

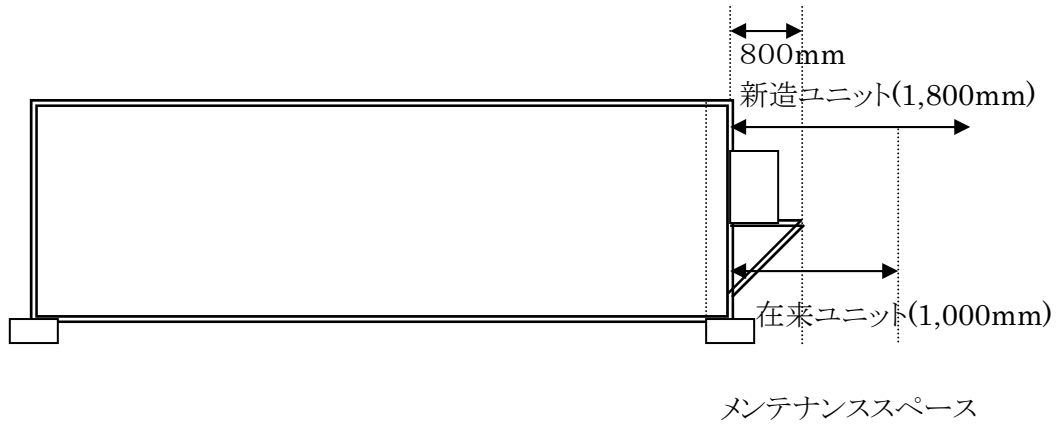
敷石



下部金具

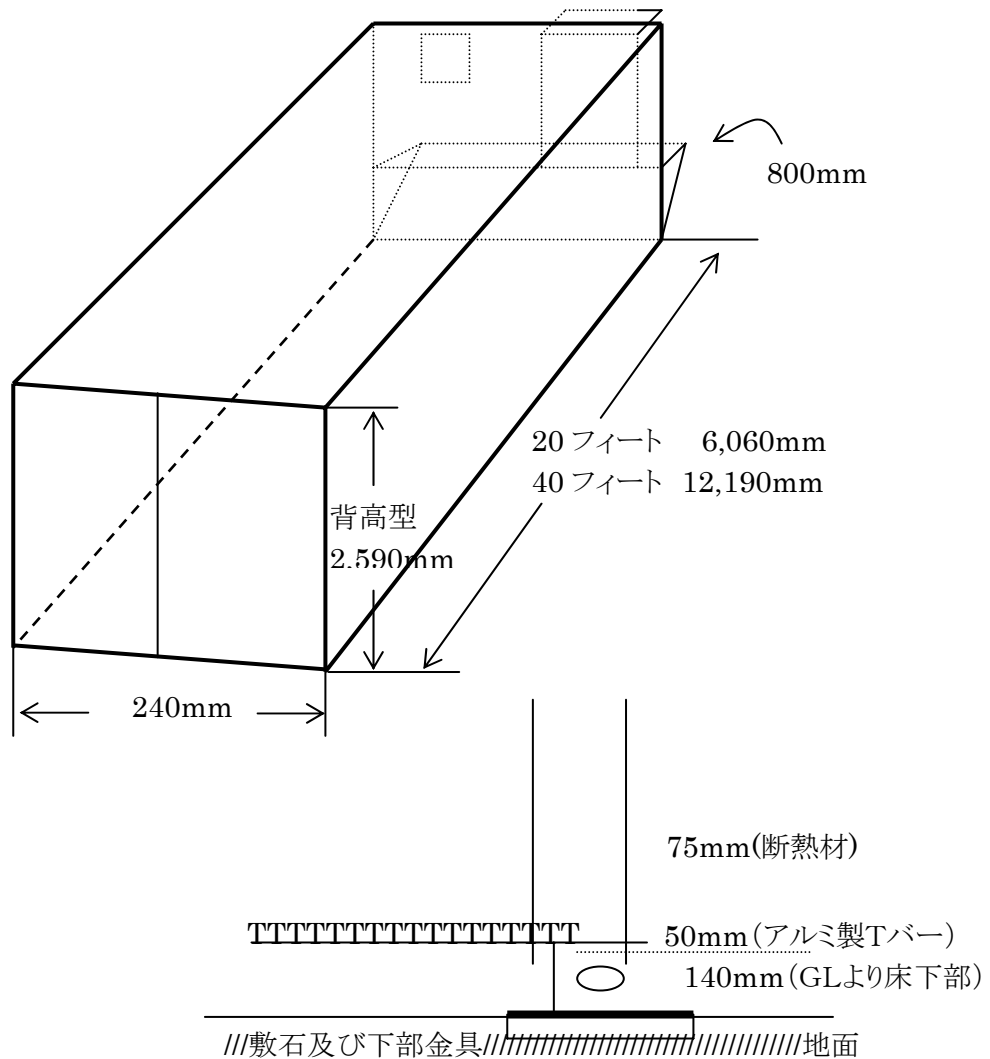


C. メンテナンススペース確保



コンテナ輸送及びコンテナ設置作業風景

- (1) 最新型(陸上用最新型新造ユニット装備)の設置をする場合、下記 20 フィート、40 フィートの長さに 1800mm を加算して寸法を取って下さい。
- (2) 設置をする場合上記 20 フィート、40 フィート共長さに 1000mm を加算して寸法を取って下さい。



敷石上設置方法



コンクリート整地直設置方法



- (3) コンテナは建築基準法上、建物としては看做されておりません。従って、コンテナは建築基準法の規制を受けることなく冷凍／冷蔵倉庫乃至一般倉庫として使用されています。併しながら、事務室、工事現場の宿舎、店舗その他、人が居住する場所として、使用する 場合、原則として建築確認の申請が必要となります。